

3川こ保1第1361号
令和4年3月18日

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課長

認可保育園の施設情報検索における「子ども・子育て支援情報公表システム
(ここdeサーチ)」への一本化について(通知)

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、本市の認可保育園等の施設情報については、市ホームページ「かわさき子育て応援ナビ」と国が管理する「子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)」にそれぞれ掲載しているところですが、両方の情報を最新のものに更新することは、本市・施設双方に負担が大きいこと、更新時期のずれ等により2つの掲載情報に不一致が生じ混乱をきたすおそれがあることから、施設情報の掲載について、ここdeサーチの検索ツールに統一することとしました。

なお、ここdeサーチ移行後は、市ホームページでは、別添イメージ図のような施設概要を掲載する予定となっております。

1 移行予定日

令和4年3月22日(火)

2 添付資料

- ・一本化後の川崎市ホームページイメージ図

(保育第1課 担当)

電話 044-200-2662

メール 45hoiku@city.kawasaki.jp

現在位置: [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [子ども・教育](#) > [かわさき子育て応援ナビ](#) > こどもの施設案内

こどもの施設案内

■ 新しお知らせ

■ [中原区保育・子育て総合支援センター](#) (2021年12月22日)

> [保育・子育て総合支援センター一覧](#)

> [認可保育所一覧](#)

[次ページへ](#)

> [小規模保育事業等一覧](#)

> [家庭的保育事業一覧](#)

> [川崎認定保育園一覧](#)

> [おなか保育室一覧](#)

> [地域保育園一覧](#)

> [病児・病後児保育施設一覧](#)

> [幼稚園一覧](#)

> [地域子育て支援センター一覧](#)

> [青少年関係の施設](#)

> [こども文化センター一覧](#)

> [おねおねプラザ一覧](#)

> [児童相談所一覧](#)

> [乳児院一覧](#)

> [児童養護施設一覧](#)

> [地域療育センター一覧](#)

> [子ども発達相談センター](#)



現在位置: [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [子ども・教育](#) > [かわさき子育て応援だ](#) > [こどもの施設案内](#) > 認可保育所一覧

認可保育所一覧

> [川崎区の認可保育所一覧](#)

次ページへ

> [幸区の認可保育所一覧](#)

> [中原区の認可保育所一覧](#)

> [高津区の認可保育所一覧](#)

> [宮前区の認可保育所一覧](#)

> [多摩区の認可保育所一覧](#)

> [麻生区の認可保育所一覧](#)

(c) 2022 City of Kawasaki. All rights reserved.

現在位置： [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [子ども・教育](#) [かわさき子育て応援ナビ](#) [こどもの施設案内](#) [認可保育所一覧](#)
[川崎区の認可保育所一覧](#) (1)【テスト】川崎区の認可保育所一覧

(1)【テスト】川崎区の認可保育所一覧

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます



2022年1月21日

コンテンツ番号136544

「ここdeサーチ」について

各施設・事業所の詳細状況については、子ども子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を開き、該当施設を検索すると、詳細情報を閲覧できます。



※画像をクリックすると「ここdeサーチ」のサイトが開きます。

認可保育所について

保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。認可保育所の概要については[こちら](#)を御参照ください。

川崎市認可保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号	定員	受入年齢
川崎区保育・子育て総合支援センター大島保育園（公立）	大島4-17-2 （川崎区保育・子育て総合支援センター1・2階）	222-7252	155	産休明け～
東小田保育園（公立）	小田5-14-1	355-6620	95	5か月～
藤崎保育園（仮設）※（公立）	藤崎1-7-1	211-1306	120	5か月～
こあらっこはうすル・シエルブルー	旭町1-8-6	589-7595	60	5か月～
京急キッズランド京急川崎保育園	砂子1-3-1	245-5802	60	5か月～
ルミナ保育園川崎	駅前本町22-9	201-8915	60	5か月～
メリーポピンズアトレ川崎ルーム	駅前本町26-1アトレ川崎 4階	276-9453	60	5か月～
西大島ルーテル保育園	大島1-24-12	280-6222	120	4か月～
京進のほいくえんHOPPA大島五丁目	大島5-11-13 2階	589-8704	30	5か月～
東おおしま保育園	大島5-21-10	246-1212	90	5か月～
保育園川崎ヘアーズ	大島上町22-12	589-7545	60	5か月～
川崎おおぞら保育園	小川町11-9	200-9481	30	1歳児～
アスク川崎東口保育園	小川町13-9	233-5030	80	5か月～
パビー保育園	小田2-2-3	201-7160	30	1歳児～
小田さくら保育園	小田3-17-3	280-7922	135	5か月～
ベネッセ川崎新町保育園	小田栄2-3-2	329-1281	60	1歳児～
大師駅前ひよこ保育園	川中島1-21-4	266-1450	60	5か月～
マジオたんぼ保育園観音	観音1-8-20	589-4402	60	5か月～
かんのん町保育園	観音1-10-3	280-6226	120	5か月～
京町いづみ保育園	京町3-26-1	322-3811	130	5か月～
わたりだ保育園	鋼管通1-11-4	223-8257	130	5か月～
境町パイナップル保育園	境町11-9	222-8686	90	5か月～
桜本保育園	桜本1-9-6	288-2545	90	5か月～
聖美保育園	桜本2-41-11	266-7227	90	5か月～
つめくさ保育園	昭和1-5-8	201-9789	30	5か月～

キディ鈴木町・川崎保育園	鈴木町3-2	246-0400	90	5か月～
Nest川崎大師保育園	大師駅前1-2-15	266-1220	60	1歳児～
川崎ふたば保育園	大師河原2-2-2	200-4113	60	5か月～
だるま国際こころ園	大師町3-13	288-0116	60	1歳児～
アスク東門前保育園	大師本町9-11 3階	270-3412	60	1歳児～
大師保育園	出来野1-17	266-7939	130	産休明け～
出来野ルーテル保育園	出来野6-7	201-1146	120	5か月～
ランゲージ・ハウスNakajima保育園	中島2-1-8	201-9282	30	1歳児～
ココファン・ナーサリ-川崎大師	中瀬3-14-3	299-2751	60	1歳児～
中瀬新生保育園	中瀬3-20-16	280-1017	60	5か月～
川崎もりのこ保育園	日進町1-68 8号棟2階	246-1815	60	5か月～
ゆめいく日進町保育園	日進町20-3	221-7035	100	5か月～
あすいく保育園	日進町22-14	221-1015	120	5か月～
あいせん保育園	浜町2-22-16	344-5365	70	5か月～
レイモンド川崎保育園	東田町8パレール川崎 3階	201-1313	50	1歳児～
東門前保育園	東門前1-8-2	266-8984	60	5か月～
だいの里保育園	日の出1-16-11	589-5281	60	5か月～
ランゲージ・ハウスFujisaki保育園	藤崎1-23-6	589-8637	30	1歳児～
かわなかじま保育園	藤崎2-19-2	246-7510	120	2か月～
のぞみ保育園	富士見1-6-10	223-2229	90	5か月～
川崎乳児保育所	本町1-1-1	222-2171	90	産休明け～ 2歳児
夜間保育所あいこ	本町1-1-1	222-2171	30	産休明け～
京急キッズランド港町駅前保育園	港町5-4	245-0231	60	5か月～
よつば保育園	四谷上町14-8	288-4289	60	5か月～
新町しほかせ保育園	渡田4-9-4	223-8818	130	5か月～
若草保育園京町	渡田山王町20-35	329-1180	60	1歳児～
川崎コスモス保育園	渡田東町7-9	276-9956	60	5か月～

※ 保育所名の後ろに公立の記載がない施設は、民間事業者が運営しています。

※ 入所要件については[川崎市保育の実施基準](#)を御参照ください。

※ 保育料については[川崎市保育料金額表](#) 外部リンクを御参照ください。

→ **【参考】「認可保育所の概要」のリンクが貼ってあります**

→ **【参考】「認可保育所等の利用者負担額（保育料）」のリンクが貼ってあります。**

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

お問い合わせ先

川崎市 子ども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-1135

ファクス：044-200-3190

メールアドレス：45kikaku@city.kawasaki.jp

小規模保育事業等、家庭的保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園、幼稚園も同様の方法で掲載予定です

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの手続き](#) > [子ども・教育](#) > [かわさき子育て応援ナビ](#) > [保育園・幼稚園をさがす](#) > [認可保育所、家庭的保育事業及び小規模保育事業など](#) > 認可保育所等の概要

認可保育所等の概要

Twitterへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

2020年10月1日

コンテンツ番号30714

■ 制度内容

1 認可保育所等とは

認可保育所

児童福祉法上の児童福祉施設で、保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって、保育するための施設です。

令和2年4月1日現在、川崎市内には、市が運営する公営保育所が27カ所、社会福祉法人などが運営する民営保育所が367カ所あります。詳しくは、ページ下部の関連資料をご覧ください。

認定こども園（保育所部分）

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を図るため、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設で、市内には、幼保連携型、幼稚園型の施設があります。

地域型保育事業

0歳～2歳を対象とした、定員が9人までの小規模な保育事業です。3歳以降は認可保育所、認定こども園、幼稚園などの連携施設に優先入所が可能となります。

なお、上記の認可保育所等は、幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所することはできません。

2 保育の必要性の認定

認可保育所等の給付対象施設又は事業をご利用になるためには、保育の必要性の認定（2号認定：3歳以上、3号認定：3歳未満）を受けする必要があります。保育の必要性の認定申請は、認可保育所等の利用申請と合わせて行うことができます。

保育を必要とする事由と保育実施期間等		
保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1 月64時間以上の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
2 妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度	保育標準時間
3 保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4 同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
5 災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
6 求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間（原則）
7 卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間または保育短時間
8 虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
9 児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間

※令和3年3月の利用までは、1日4時間以上かつ月16日以上就労していることが必要です（令和3年4月から基準を変更し、1日の就労時間及び月の就労日数に関わらず月64時間以上就労している場合に該当となります）。

※育児休業取得中は保育を必要とする事由に該当しないため、申請はできませんが、利用開始月の末日まで復職できる場合には、当該月の1日利用開始として申請することができます。

※育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんが、引き続き利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、「保育短時間」区分での認定・利用となります。

3 保育の必要量について

2号認定または3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられます。保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労をしている、もしくは日々8時間以上（休憩時間や通勤時間等を含みます。）の保育を必要とする場合です。

- (1) 「保育標準時間」利用：利用可能時間は最大11時間
- (2) 「保育短時間」利用：利用可能時間は最大8時間

「標準時間認定」と「短時間認定」の保育必要量の認定については、あくまで、市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、これまでとおり、各園において、その枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態（産休・育休中であるかどうか）などの状況により、調整のうえ、行われることとなります。入所時に必要な時間を園とご相談ください。

4 認可保育所等の保育年齢

1. 産休明け（生後43日目）から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、保育所等によって、受入年齢が異なりますので、詳しくは [保育所・幼稚園等利用案内](#)の一覧をご覧ください。

5 認可保育所等の開所日と保育時間

(1) 開所日

月曜～土曜（家庭的保育、小規模保育C型は土曜休みです。）

日曜、祝日、年末年始は休みです。

別途、休日保育が必要な場合は、[休日保育のページ](#)をご覧ください。

(2) 開所時間

公営保育所 7:30～18:30

民営保育所 7:00～18:00 または 7:30～18:30

個々の保育時間は、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態（産休・育休中であるか）などにより異なりますので、入所時に必要な時間を園とご相談ください。

また、18時以降、延長保育が必要な場合は、[延長保育のページ](#)をご覧ください。

なりし保育について

入園当初は、上記保育時間にかかわらず、お子さんが保育所等に慣れるまでの間（1週間程度、状況によってそれより長くなる場合もあります）、保育時間を短縮した、なりし保育を実施しますので、あらかじめ、ご予定ください。

6 障がい児保育について

集団保育が可能なお子さんであれば、市内全園で受け入れを実施しています。

入所の際は、通常の入所選考の後、他のお子さんと一緒に入園前健診を受診いただき、当該健診又は健康管理委員会で、集団保育が可能であるとの判断が必要です。健康管理委員会にかかる場合は、専用の主治医意見書（診断書）等が必要となります。

お申込みについては、事前に各区地域みまもり支援センター（地区健康福祉ステーション）にご相談ください。また、事前に希望園の見学をされますようお願いいたします。

関連記事

- ・ [保育所・幼稚園等利用案内](#)
- ・ [川崎市認可保育所一覧](#)
- ・ [休日保育](#)
- ・ [認可保育所における延長保育事業](#)
- ・ [児童福祉関係（認可保育所等）の指導監査](#)
市内認可保育所等の指導監査結果を掲載しているページです。ページ下部に監査結果のPDFファイルを掲載しています。

問合せ先

- ・ 川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 電話 044-201-3219
- ・ 大師地区健康福祉ステーション児童家庭係 電話 044-271-0150
- ・ 田島地区健康福祉ステーション児童家庭係 電話 044-322-1999
- ・ 幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 電話 044-556-6688
- ・ 中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 電話 044-744-3263

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの手続き](#) > [子ども・教育](#) > [かわさき子育て応援ナビ](#) > [保育園・幼稚園をさがす](#) > [認可保育所、家庭的保育事業及び小規模保育事業など](#) > 認可保育所等の利用者負担額(保育料)

認可保育所等の利用者負担額(保育料)

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

2021年9月21日

コンテンツ番号30711

お知らせ

保育料の納付は原則として口座振替をお願いします。お申し込みからWeb上でお手続きが可能です。詳細は下記「制度内容 2 認可保育所等の利用者負担額(保育料)の納入方法」を御確認ください。

制度内容

1 認可保育所等の利用者負担額(保育料) など

(1) 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により3歳児から5歳児までの保育料は無料となりました。

なお、これまでの3歳児から5歳児までの保育料(公道価格)に含まれていた副食費は主食費に加え、各施設で実費徴収します。詳しくは、各施設に御確認ください。副食費の金額(月額)は、国から示されている4,500円を市のガイドラインとして定めます。

また、延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象外です。

(2) 利用者負担額(保育料)

0歳児から2歳児までのお子さんについては、毎月の保育料は**世帯の市民税所得割(※)の合計額に基づき算定**します。(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用はありません。)

令和3年度の保育料は、4月から8月までは令和2年度市民税額より保育料階層を決定し、9月以降は令和3年度市民税額により保育料階層を決定します。

なお、本市を含む政令指定都市において、県費負担教職員の給与事務の移譲に伴う税源移譲により、市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方の保育料の算定にあたっては、市民税所得割を従前の6%相当に換算の上、決定します。下の欄にある令和3年度利用者負担額(保育料)金額表を参考としてください。

病気などにより、登園できない場合も、月のうち1日でも在籍している日保育料(月額)がかかりますので、ご承知おきください。



また、転居等により途中で退所する場合は、保育料は日割計算となります。

(※) 算定対象期間に海外に在住等であった方は、市民税額を推定計算することがあります。

(3) その他の費用

保育所やクラス年齢等により、給食費(主食費、副食費)、教材費、行事費などの費用が別途かかります。

利用者負担額(保育料)のお知らせ

-  [利用者負担額\(保育料\)のお知らせ\(PDF形式、199.55KB\)](#)
-  [令和3年度川崎市利用者負担額\(保育料\)金額表\(PDF形式、769.29KB\)](#)

2 認可保育所等の利用者負担額(保育料)の納入方法

認可保育所の保育料の納入方法については、口座振替による方法と納入通知書による方法の2通りがありますが、本市では、特別な事情がある場合を除き、**原則、口座振替による納付**をお願いします。

お手続きは**Web 口座振替受付サービスをご利用ください**。その他、各区役所児童家庭課(各地区健康福祉ステーション)児童家庭サービス担当)又は各保育所(市内に限る)で配布している口座振替納付(自動払込)依頼書でもお手続き可能ですが、ご希望の**金融機関に直接ご提出いただく必要があります**。

Web 口座振替のお願い

-  [Web 口座振替のお願い\(PDF形式、283.19KB\)](#)